

逐条 学校教育法

〈第8次改訂版〉

鈴木 熱(元文化庁長官) 編著

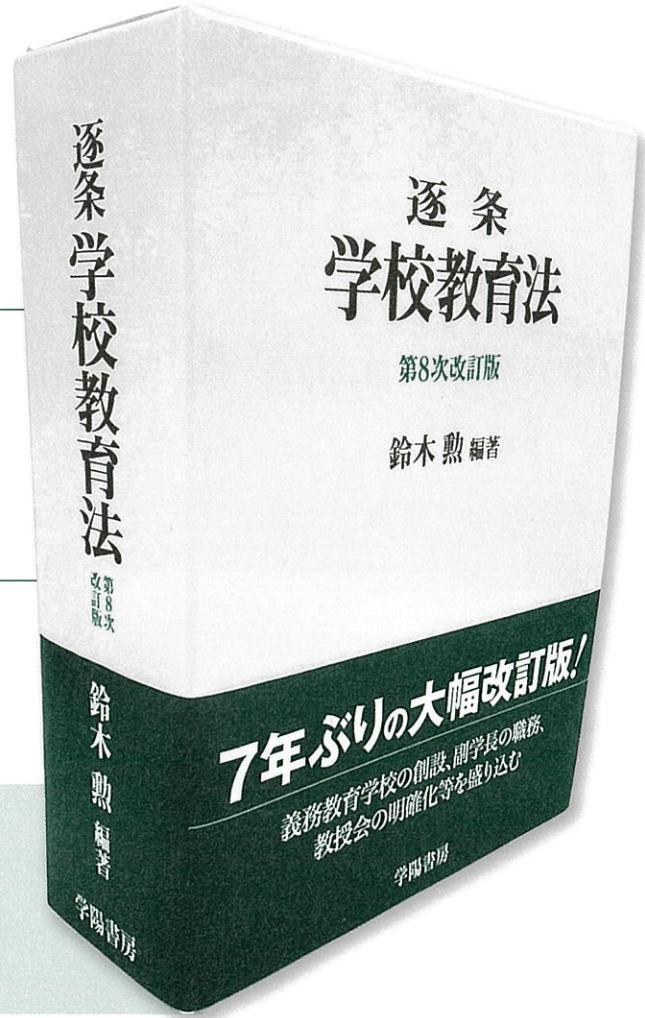
教育行政担当者、学校管理職、
研究者などの教育に携わる方の唯一の書

本書の特色

- ・学校制度の根幹である「学校教育法」の解釈・運用の定本。
- ・義務教育学校の創設、教授会の役割の明確化、副学長の職務などの学校教育法の改正を盛り込み、参考条文・判例・通知などを整理した**7年ぶり**の新版。
- ・「学校教育法」と学校教育関連の諸法制を統一的に把握できる。

2016年4月発刊

A5判、上製・函入り 1,312頁
本体 14,000円+税 ISBN978-4-313-07608-2



※画像は制作段階のものですので実際の書籍とは異なる場合があります。



学陽書房

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋1-9-3 TEL. 03-3261-1111 FAX. 03-5211-3300
<http://www.gakuyo.co.jp/> 振替 00170-4-84240

「学校教育法」条文解釈の決定版！

関連の政令・省令等を随所に挿入

各条に詳細な解説

改正履歴

460

(前期課程及び後期課程の目的・目標)

第四十九条の六 義務教育学校の前期課程における教育は、第四十九条の二に規定する目的のうち、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを実現するために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行わるものとする。

② 義務教育学校の後期課程における教育は、第四十九条の二に規定する目的のうち、前期課程における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを実現するため、第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

▼沿革 平二七・六・二四・法四六により新設した。

【参考条文】 法二九条、三〇条、四五条、四六条、四九条の二、四九条の三。

〔注解〕

- 一 本条は、義務教育学校の前期課程及び後期課程のそれぞれの目的・目標を定めたものである。
- 二 義務教育学校全体としての目的は、「義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施す」と(法四九条の二)であるが、本条は、この目的の部分を義務教育学校のどの段階で実現しようとするのか、また、それを実現するためにはどのような目標の達成に努めるべきかを明らかにしたものである。
- 三 本条一項においては、義務教育学校の前期課程においては、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とし、小学校教育の目標と同一の目標(法三〇条)の達成に努めなければならないことを規定している。

すなわち、義務教育学校の目的のうち、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを実現しようとする義務教育学校の前期課程においては、義務教育学校の目標すなわち最終的到達点に向け、どの段階までの達成を目指すのかといういわば中間目標を示すのが前期課程の目標であり、それは同じ義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする小学校の目標(法三〇条)と同一のものとされている。

なお、小学校における教育と中学校における教育は、学校教育体系上連続性のあるものであることから、前期課程の目標達成に努めることは、義務教育学校の目標達成に向けその基礎を形成することとなるものである。

四 本条二項においては、義務教育学校の後期課程においては、義務教育学校の目的のうち、前期課程における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とし、義務教育の目標(法二二条)の達成に努めなければならないことを規定している。

義務教育学校の後期課程においては、前期課程において達成されたいわば中間目標の基礎の上に、義務教育学校の目標の最終的な達成に努めることとなるものであることから、後期課程の目標は、義務教育の目標(法二二条)そのものとされている。

(義務教育学校の教育課程)

第四十九条の七 義務教育学校の前期課程及び後期課程の教育課程に関する事項は、第四十九条の二、第四十九条の三及び前条の規定並びに次条において読み替えて準用する第三十条第二項の規定に従い、文部科学大臣が定める。

沿革 平二七・六・二四・法四六により新設した。

【参考条文】 法三三条、四八条、四九条の二、四九条の三、四九条の六。

461 第5章の2 義務教育学校(第49条の6・第49条の7)

※附属資料として改正経過一覧、学校教育法関係法提案理由、事項索引付き。

上記のとおり申し込みます。

年 月 日

TEL.

FAX.

所在地 〒

団体名

所属課及び申込者

取扱店